

市民税 減免取扱要綱

函館市財務部

目次

市民税の減免について	-----	1
減免の一般的な留意事項	-----	2
減免の範囲および減免割合	-----	3
1 生活保護法の規定による保護を受ける者	-----	3
2 当該年において所得が皆無となったため、 生活が著しく困難となった者またはこれに準 ずると認められる者	-----	3
3 学生および生徒	-----	3
4 公益社団法人および公益財団法人等	-----	4
5 災害被害者	-----	4
6 個別的な火災等	-----	6

市民税の減免について

市民税の減免は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第323条に基づく市税条例第32条の規定により、納税者が天災、貧困等により担税力が真に薄弱となり、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められる者にその個別具体の事情に即して、市長が必要と認めた者について行うものであるが、その取扱いにあたっては次に掲げる事項に留意して行うものである。

沿革：	平成	7年	4月	1日	一部改正
	平成	14年	4月	1日	一部改正
	平成	19年	4月	1日	一部改正
	平成	20年	12月	1日	一部改正
	平成	22年	3月	9日	一部改正
	平成	22年	5月	31日	一部改正
	平成	25年	3月	29日	一部改正
	平成	27年	4月	1日	一部改正
	平成	28年	1月	1日	一部改正
	平成	28年	4月	1日	一部改正
	平成	31年	1月	1日	一部改正
	令和	3年	4月	1日	一部改正
	令和	4年	4月	1日	一部改正

減免の一般的な留意事項

- 1 減免は、原則として納税者からの申請によって行うものであり、申請行為は減免処理上の要件であること。
- 2 申請を受理するにあたっては、別紙申請書（個人にあつては様式1，法人にあつては様式1の2）の記載事項について充足され、かつ、その事由を証明する書類が添付されていること。
- 3 減免するか否かは、納税義務者の担税力に着目して別紙調査書（様式2）によりその実情、実態を的確に調査し、条例および取扱要綱に基づき認定すること。
- 4 減免を必要と認めるものに対しては、納付すべき当該年度分の税額のうち減免申請書を受理した日以後に納期の末日の到来するものについて減免すること。
- 5 法第9条により、相続による納税義務の承継を受けた者に対する減免はその承継税額について行うこと。
- 6 減免を決定した場合には、遅滞なく、これを納税義務者に通知するものとする。この場合の通知書は、個人にあつては様式3，法人にあつては様式3の2によるものとする。
- 7 減免を不認定とした場合には、遅滞なく、これを納税義務者に通知するものとする。この場合の通知書は、個人にあつては様式4，法人にあつては様式4の2によるものとする。
- 8 減免申請書に記載された内容が事実と反する場合には、減免を取り消し、遅滞なく、これを納税義務者に通知するものとする。この場合の通知書は、個人にあつては様式5，法人にあつては様式5の2によるものとする。

減免の範囲および減免割合

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者

-----（全額）

- 2 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者。

（1）生活困窮のため私的な扶助を受ける者もしくは生活保護法の規定による扶助等を受けない者で第1項との均衡上特に必要と認めるもの。

※「均衡上特に必要と認めるもの」とは、親族等から仕送りを受けているものでその事実が調査等により認められ、かつ、同一世帯内で仕送りを含めた当該年の収入見込額の合計額が生活保護費支給基準額の概ね1.2倍以下であるもの。

（2）疾病またはその他の事由によって本人および本人と生計を一にするものの当該年の収入見込額の合計額が前年の総収入額に比べ甚だしく減少する場合で、かつ、納税が著しく困難と認められるものについては、次の表の左欄に掲げる総収入額の減少割合に応じ、右欄に掲げる割合により減免する。

総収入額の減少割合	減 免 の 割 合
3分の1以下に減少するもの	所得割額の10分の7から10分の10まで
2分の1以下に減少するもの	所得割額の10分の5から10分の7まで
3分の2以下に減少するもの	所得割額の10分の1から10分の5まで

- 3 学生および生徒

学生または生徒で、当該年の所得が皆無または甚だしく減少したため納税が困難と認められるもの。

-----（全額）

※ 学生および生徒とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生および生徒もしくは保健師助産師看

護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条の規定に基づく養成所に学ぶ者をいう。

4 公益社団法人および公益財団法人等

次に掲げる法人または団体で，その事業活動について公益的または公共的性格が顕著であると認められ，かつ，公益上の必要があると認められるもの。（収益事業を行わないものに限る。）

-----（均等割額の全額）

（1）公益社団法人および公益財団法人

（2）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人

（3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体

（4）前各号に準ずると認められる法人または団体

5 災害被害者

市の全部または一部の地域にわたる災害の場合は，次の基準により減免の措置を講ずるものとする。

（1）災害により次の事由に該当することとなった者に対しては，次の区分により軽減し，または免除する。

事 由	軽減または免除の割合
死亡した場合	全 部
法第292条第1項第10号に規定する障害者となった場合	10分の9

（2）自己（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者または同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅または家財について受けた損害の金額（保険金，損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅または家財の価格の10分の3以上であるもので，前年中の同項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第7項，第33条の3第7項，第34条第6項，第35条第8項，第35条の

2第8項または第35条の4第5項の規定を適用する場合を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、または免除する。

合計所得金額	軽減または免除の割合	
	損害程度 10分の3以上 10分の5未満 のとき	10分の5以上 のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全 部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(3) 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けたものうち、当該農作物の減収による損害額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）について次の区分により軽減し、または免除する。

合計所得金額	軽減または免除の割合
300万円以下であるとき	全 部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

6 個別的な火災等

火災等により個別的に被害を受けた場合は，その損害の程度により減免の措置を講ずるものとし，減免割合等については，前項の規定を適用する。

宛名番号					-				
------	--	--	--	--	---	--	--	--	--

令和 年度 市道民税減免申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 あて

函館市 町 丁目 番 号

納税義務者氏名.....

納税通知書番号.....

電話番号.....

地方税法第45条, 第323条および函館市税条例第32条の規定に基づき, 下記の事由により市民税・道民税の減免を受けたいので申請します。

記

1 減免を受けようとする事由

.....

.....

- 2 添付書類 生活保護受給証明書 在学証明書 り災証明書
その他 ()

3 世帯員の状況 (生活困窮者, 災害被害者, 火災等に該当の場合は記入してください。)

氏 名	続柄	年齢	勤務先または職業	年収概算額 (円)

4 減免対象税額 普通徴収 特別徴収

期(月)別	1期/6月	2期/7月	3期/8月	4期/9月	随時/10月	11月
税 額						
期(月)別	12月	1月	2月	3月	4月	5月
税 額						

5 代理申請者 (納税義務者と異なる場合は記入してください。)

住 所		電話番号	
氏 名		続 柄	
理 由			

受付	点検

令和 年度 法人等の市民税均等割減免申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 あて

法人等の所在地

(TEL)

法人等の名称

代表者の氏名

法 人 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第 3 2 3 条および函館市税条例第 3 2 条の規定に基づき、法人等の市民税均等割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

減免を受けようとする期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
納 期 限	平 成 年 月 日
金 額	円
減免を受けようとする事由 (活動の目的等)	
添 付 書 類	1 事業報告書
	2 決算書 ※税法上の計算期間(4/1~3/31)と会計年度が異なる場合は、最新のを提出してください。
	3 登記事項証明書・定款等 ※内容に変更が生じた場合のみ。 この場合は、同封した「法人等の新設・異動申告書」に異動事項を明記し、登記事項証明書・定款等(写し可)を添えて提出してください。

※ 減免事由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告してください。

様式 2

令和 年度減免申請に伴う調査書

調査月日 月 日

調査員

納税義務者 住所 函館市 町 丁目 番(地)
氏名 (通知番号)

- 1 経済状況
- 2 資産の状況
- 3 その他

措置結果

	区 分	市 民 税	道 民 税	合 計	減免割合%
当 初	均等割				
	所得割				
	計				
減 免	均等割				
	所得割				
	計				
減 免 後	均等割				
	所得割				
	計				

期別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期

証明書

第 号

住 所 函館市 町 丁目 番 号

氏 名

生年月日 明・大・昭 年 月 日生

職 業

上記の者は、令和 年 月 日より生活保護法による 生活・住宅・教育・医療・その他（ ） 扶助を受給していることを証明します。

令和 年 月 日

函館市福祉事務所長 印

(取扱者 印)

令和 年度 市民税・道民税 税額変更通知書

令和 年 月 日

函館市

函館市長

Table with 4 columns: 調定年度, 平成 年度, 通知書番号, 課税年度, 平成 年度, 宛名番号, 処理事由

令和 年度市民税・道民税を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき
② 処分、処分を執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

市民税・道民税 算出の明細

①収入・所得金額の内訳 (円)

Table with 3 columns: 区分, 変更前, 変更後

②控除の内訳 (該当*, 人)

Table with 6 columns: 本人, 前後, 扶養など, 前後, 扶養など, 前後

(円)

Table with 3 columns: 所得控除, 変更前, 変更後

③課税標準額の内訳 (円)

Table with 3 columns: 区分, 変更前, 変更後

④算出税額の内訳 (円)

Table with 3 columns: 区分, 変更前, 変更後

⑤徴収税額の内訳 (円)

Table with 4 columns: 区分, 変更前, 変更後, 差引増減

普通徴収の内訳 (個人での納付) (円)

Table with 4 columns: 期別, 変更前, 変更後, 月

特別徴収の内訳 (給与からの天引きによる納付) (円)

Table with 4 columns: 変更前, 変更後, 月, 変更前, 変更後

米控除不足額が年税額より多い場合 (他の税に滞納がない場合) は、その差額を、還付する通知を別途いたします。

函 財 税
令和 年 月 日

様

函 館 市 長

令和 年度 法人等の市民税均等割減免について（通知）

このことについて、函館市税条例第 3 2 条の規定に該当するものと認め、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業内容等の申請事項に変更があった場合には、直ちにその旨を市長に申し出てください。

管 理 番 号	
納 税 義 務 者 名	
所 在 地	
減 免 す る 期 間	
減 免 税 額	

この通知書に記載された内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消を求める訴え（処分の取消の訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが

- ①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当

法人・諸税部門

電話：(0138)21-3219

函 財 税
令和 年 月 日

様

函 館 市 長

令和 年度 個人市・道民税に係る減免の不認定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありました個人市・道民税の減免申請につきまして、調査の結果、函館市税条例第 3 2 条の規定に該当するものと認められませんので通知します。

通知書番号	
納税義務者名	
住 所	
不認定の理由	

この通知書に記載された内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消を求める訴え（処分の取消の訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが

- ①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当
個人部門
電話：（0138）21-3216

函 財 税
令和 年 月 日

様

函 館 市 長

令和 年度 法人等の市民税均等割に係る減免の不認定について（通知）

令和 年 月 日付で申請のありました法人等の市民税均等割の減免申請につきまして、調査の結果、函館市税条例第32条の規定に該当するものと認められませんので通知します。

管 理 番 号	
納税義務者名	
所 在 地	
不認定の理由	

この通知書に記載された内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消を求める訴え（処分の取消の訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当
法人・諸税部門
電話：（0138）21-3219

函 財 税
令和 年 月 日

様

函 館 市 長

令和 年度 個人市・道民税に係る減免の取消しについて（通知）

令和 年 月 日付けで通知しました個人市・道民税の減免につきまして、調査の結果、函館市税条例第 3 2 条の規定に該当しないことが判明したため、減免を取り消しましたので通知します。

通知書番号	
納税義務者名	
住 所	
取消しの理由	

この通知書に記載された内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消を求める訴え（処分の取消の訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが

- ①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当
個人部門
電話：（0138）21-3216

函 財 税
令和 年 月 日

様

函 館 市 長

令和 年度 法人等の市民税均等割に係る減免の取消しについて（通知）

令和 年 月 日付で通知しました法人等の市民税均等割の減免につきまして、調査の結果、函館市税条例第 3 2 条の規定に該当しないことが判明したため、減免を取り消しましたので通知します。

管 理 番 号	
納税義務者名	
所 在 地	
取消しの理由	

この通知書に記載された内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消を求める訴え（処分の取消の訴え）は、前記の審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが

- ① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当
法人・諸税部門
電話：（0138）21-3219